

様式13

会派視察研修計画書

令和 3年 1月29日

碧南市議会議長 様

会派名 みらいクラブ

代表者名 鈴木 みのり 印

下記のとおり、視察（研修）を計画したので届け出ます。

| | | | |
|------|---|--|-------------------------------|
| 参加議員 | 小池友妃子 | | |
| 日時 | 令和 3年 2月 7日（日） | | |
| 視察先 | 女性議会ネット（オンラインにて） | | |
| 研修内容 | 自治体議員学習会（企業会計学習会・令和3年度予算学習会） | | |
| 日程 | 令和3年2月7日（オンラインセミナー） | | |
| 交通手段 | <input type="checkbox"/> 公共交通機関 （電車・新幹線） | <input type="checkbox"/> 公共交通機関 （飛行機） | <input type="checkbox"/> 自家用車 |

※該当するものにチェック☑してください

様式14

会派視察研修報告書

令和3年2月15日

碧南市議会議長 様

会派名 みらいクラブ

代表者名 鈴木みのり 印

下記のとおり、視察（研修）を実施したので報告します。

なお、参加者議員 1人 分の視察研修成果報告書を添付いたします。

| | |
|------------------|--|
| 参加議員 | 小池友妃子 |
| 日時 | 令和3年2月7日（日） |
| 視察先 | オンライン研修会 |
| 研修内容 | ① 企業会計の基礎知識 ② 21年度自治体の予算について |
| 視察先面会者 又は講師名等 | ① 宮澤公会計研究所 代表 宮澤正泰 ② 公益財団法人地方自治総合研究所 菅原敏夫 |
| 備考 | |

※ 相手方から收受した資料の写しを添付してください。

会派視察研修報告書

令和 3年 2月 10日

議員氏名 小池 友妃子 印

視察（研修）に参加したので、下記のとおり成果を報告します。

記

- 1 期 間 令和 3年 2月 7日（日）
- 2 視察先 ZOOM（宮澤公会計研究所・公益社団法人地方自治総合研究所）
- 3 視察の種類 会派（みらいクラブ）セミナー研修
- 4 視察（研修）の成果等

研修テーマ①：「企業会計の基礎知識」

宮澤公会計研究所 代表 宮澤正泰

- 1) 碧南市の下水道事業について（現状）
碧南市は平成8年度に下水道の供用開始をして以来、公共下水道の整備を進め、令和元年度末の普及率は76.4%となりました。このような環境下で、整備の推進と既存施設の適切な管理を行い、安心して市民の皆様が下水道を利用させていただくために、事業の財政状態と経営成績を明確に把握、分析を通じ、限られた財源をより有効に活用していくことが必要と考え、令和2年度より地方公営企業法を適用し、会計方式を公営企業会計へ移行しています。
- 2) 収益的収支（3条予算）と資本的収支（4条予算）とは
収益的収支は「現在のために使うお金」
資本的収支は「将来のために使うお金」

収益的収支について⇒下水道事業は、住民が納める営業収益（下水道使用料等）を主な財源として経営することになっています。営業収益の割合を上げるということは、下水道使用料の料金改定（値上げ）となるので、住民に対して、十分な説明が必要となります。

資本的収支について⇒下水道関係の施設のお金をどのくらい借金で賄えば良いのかというものです。また補填財源状況が必要となります。資本的収支の補填をどうしたかということをチェックしていくことが大切です。

3) 企業会計における重要な分析表等

キャッシュフロー計算書⇒一事業年度の資金収支の状況を、一定の活動区分別に表示した報告書。損益計算書から資金収支でないものを増減する間接的な作成方法を採用しているものです。

損益計算書⇒一事業年度における当該事業の経営成績を明らかにするために、その期間中に得たすべての収益とこれに対応するすべての費用を記載し、純損益とその発生の由来を表示した報告書です。

貸借対照表⇒財務諸表の中で代表的なものが貸借対照表で、一般にバランスシートと呼ばれています。貸借対照表は、一定の時点における当該事業が保有するすべての財産を総括的に表示したものです。その要素としては、資産、負債及び資本がありますが、資産は当該事業の経営の活動手段である資金の運用形態（例：土地、建物、現金等）を示し、負債・資本においてはその資産がどのようにして得られたかという調達源泉（例：資本金、企業債等）を示しています。これにより、当該事業の財政状態を把握することが可能です。

4) 研修を終えて

今回の研修では、日進市と愛西市の比較をしながら、企業会計について学びました。

下水道事業（公営企業会計）の予算の考え方のポイントは以下の4つであると宮澤氏から教わりました。

①それぞれの金額や比率の高い項目はチェック！

※特に下水道事業は固定資産の把握が重要となる

②専門用語の意味を理解することが大切！

※例えば、

減価償却⇒固定資産の購入費用を使用可能期間にわたって、分割して費用計上する会計処理のこと。

長期前受金（収入）⇒将来にわたって利用する資産（建物や機械設備など）を取得したときに、その財源に国庫補助金等が充当される場合には、その国庫補助金等は収入として一括計上せず、資産の耐用年数にわたって分割して計上され、その分割された収入のこと。

③近隣市や同規模の市と分析しよう！

④経年比較が重要！

碧南市では、公営企業会計にしたことへのメリットとして下記のことをあげられています。

① 現金の収支だけではなく、債券や債務など経済活動の発生という事実に基づき経理記帳を行うため、一定期間における事業の経営成績や特定の時点における財政状態が明確になります。

② 複式簿記によって、一定期間に生み出された付加価値の合計（フロー計算）と、付加価値が蓄積された財産（ストック計算）を同時に表現することがで

きます。また、貸借対照表と損益計算書の当期利益の一致など、計算の自動検証機能が組み込まれることにより、誤りの発見など業務改善になります。

- ③ 管理運営に係る取引（損益取引）と建設改良に係る取引（資本取引）の明確化により、経営成績と財政状態と明確に把握し、その分析を通じ将来の経営計画を策定することができます。
- ④ 経営状況、財政状況の明確化に伴い、これまで以上に職員の経営意識の改革が促されます。

今回の研修で得たものを、しっかりと今後の予算書を見ていく際に役立てていきたいと思います。

研修テーマ②：「21年度自治体の予算について」

公益財団法人地方自治総合研究所 菅原敏夫

— 予算議会を前に異例の予算編成、財源、財政を考える —

国の令和3年度一般会計歳入歳出概要については、令和2年12月21日に閣議決定されました。ちなみに前年（19年）は12月20日に閣議決定されているので、例年並みの予算案発表となりました。菅原氏によると、昨年の春先から始まる21予算編成は編成作業の間中ずっとコロナ禍であり、コロナ対策にどのような予算を充てるべきかもはっきりせず、財源の見通しも立たないまま進められました（税収は国地方とも激減）。財務省は、各府省の予算要求の締切を一ヶ月延ばし、査定、政府案発表も遅れること必至だと思われましたが、ピタッと例年通りの閣議決定となりました。

21年度政府予算案の内容（財務省発表 12月21日）

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2021/fy2021.html

閣議決定された翌日、新聞各紙は特集を組んで内容を伝えていましたが、一様に、財政規律の緩みを批判し、バラマキを戒めていたのが記憶に残っています。

この分野で最高位にあると目されているさる大学教授は、「介護報酬改定や少人数学級の恒久化など大盤振る舞いした予算もある。財政赤字の感覚が、コロナでますます麻痺している」とコメントしています。菅原氏は、「見解の相違だろうが、いま、予算で、医療や介護、学校に「大盤振る舞い」しないで、私たちの生活は元に戻るのだろうか」と話していました。一方で、予算編成のときには想像もつかなかった新型コロナウイルスの再拡散が続いています。コロナ対策と財政規律（国債の増発）を天秤にかけると議論も巻き起こっています。

また同日、総務省から「地財対策」（2021年度に自治体に配る地方交付税の額などを決め、自治体の当初予算の枠組みを決める）も発表されています。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000724560.pdf

https://www.soumu.go.jp/main_content/000724573.pdf

1月22日総務省から「留意事項発表」。(16ページ 6 参照)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000729600.pdf

自治体の予想される当初予算も同様の状況です。自治体はどのようなコロナ対策を行うのでしょうか。碧南市は？

自治体はいま、貯金を取り崩しはじめています。碧南市も同様です。資金繰りに難点も抱えていると思います。税収はかなり減収予定。これを突破する方法を見つけるのはやりがいのあるテーマだと菅原氏は冒頭でお話しされました。

そして総務省からの事務連絡「令和3年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000729600.pdf

を参照し、一部を抜粋しながら予算研修は時間のある限り行われました。但し、交付団体の資金をどうやって国から請求するのかを中心に話は進みました。しかし、碧南市は不交付団体です。そこで碧南市では資金を国から請求する場合どうしたらよいかを質問しました。

不交付団体には「特別減収企業債」があります。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により、公営企業において大幅な収入減が発生していることから、交通、病院など住民生活に不可欠な公営企業の資金繰りを円滑にするために資金手当措置を講じるものです。

また、コロナ対策としては、条件に合わないと思うが「住民参加型市場公募債」も利用できるものがあるのではということでした。これは、債券発行によって資金を調達する『市場公募地方債』の一類型。購入者を『当該債券の発行団体内に居住する個人・法人』に限定する銘柄が多い点が特徴です。住民参加型市場公募地方債の制度目的としては、①住民の行政参加意識高揚、②住民に対する施策のPR、③資金調達手法の多様化、④個人金融資産の有効活用、⑤市場公募化のためのノウハウ習得などがあげられるものです。

これらをうまく使うことも必要なのではということでした。

いずれにせよ、コロナの影響で予算をどう割り当てていくのかを、これまで以上に綿密に分析、調査し、決めていかないといけないと感じました。